**綾瀬市防犯灯更新事業公募型プロポーザル実施要領**

**１　事業の趣旨・目的**

綾瀬市（以下、「当市」という）は平成２７年１月に経費削減ならびに環境負荷の軽減を図るため、市内全域に設置している防犯灯をＬＥＤ化した。現在は約７６００灯の防犯灯が設置されており、ＬＥＤ化から１０年が経過し、灯具の劣化等により適切な管理に支障をきたすことが危惧される状況にある。

本事業は、市内のＬＥＤ防犯灯の灯具更新ならびに更新後の適切な管理を行うためのものであり、以上の目的に合致する民間事業者の一括提案（以下「提案」という）を受け、当市にとって最も優れていると考えられる提案を選定するための募集を行うものである。審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という）は、本市と契約の締結に向け協議を行い、合意に至った場合、本事業に係る事業契約を締結し、本事業を実施するものとする。

**２　事業概要**

(1) 事業名称

令和７年度綾瀬市防犯灯更新事業（以下、「本事業」という）

(2) 業務内容

ア　本事業における設備更新に関する契約照合作業、現地調査、管理システムの構築、灯具の調達、設計、施工、施工監理、既存設備の撤去及び廃棄処分、独立柱の劣化調査、独立柱の建替、電力会社との契約手続き及びその関連業務、防犯灯及びカメラ付き防犯灯新設を含む維持管理業務等

イ　契約締結後から令和７年１２月３１日までにおける、電力照合、現場調査、不整合解消業務

ウ　令和８年１月１日～令和８年６月３０日の工事期間（以下「工事期間」という）における、ＬＥＤ更新工事

エ　防犯灯管理システムの構築・データ更新

オ　令和 ８年７月１日～令和１８年６月３０日（以下「リース契約期間」という）内における設備の維持管理業務

カ　上記以外、事業者が独自に提案する業務

キ　別紙　綾瀬市防犯灯更新事業公募型プロポーザル「その他業務の細部」のとおり

(3) 履行場所

市内一円地内

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和１８年６月３０日まで

(5) 事業の対象（更新対象灯数）令和7年３月３1日現在

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 灯数 |
| １０Ｗまで | ７,１６１ |
| １０Ｗをこえ２０Ｗまで | １８８ |
| ２０Ｗをこえ４０Ｗまで | ２００ |
| ５０ＶＡ(カメラ付) | ４０ |
| 計 | ７,５８９ |

　　　※最終的な更新対象灯数については、事業者と協議して決定する。

(6) 予定上限価格

総額 ４３１，７１７,０００円（消費税及び地方消費税を含む。また、固定資産税は含まない。）

※本プロポーザルは令和７年度９月議会の予算の議決を前提とした事前準備手続きであり、議決後に効力を生じる業務となる。したがって、９月議会において否決された場合は、本事業に関わる契約は締結しないものとする。なお、契約を締結しない場合においても、本プロポーザルの参加者が提案に要した費用（準備行為も含む）、提供した知見の対価等については一切補償しない。

　(7) 契約保証金

　　　綾瀬市契約規則第３８条第１項第３号により免除

(8) 支払い方法

　 　 令和８年７月より令和１８年６月まで毎月の均等払い

(9) 事業者

綾瀬市長　橘川　佳彦

**３　応募条件**

　(1) 本事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同体）とする。

　(2) グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。また、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。

　(3) 「かながわ電子入札共同システム」において、令和７・８年度綾瀬市入札参加資格者名簿に登録されている者とする。

　(4) 応募を含むそれ以降の提案にかかる諸手続及び契約等にかかわる諸手続を行う。

　(5) 本提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件などに関しては、本市と協議したうえで合意を得るものとする。

　(6) 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。

(7) 綾瀬市入札参加資格停止要綱（平成１７年４月制定）に基づく、入札参加資格の停止を受けていない者であること。

(8) 会社更生法、民事再生法等に基づく法的手続きを行っていないこと。

(9) 国税及び地方税等を滞納していないこと。

(10) 綾瀬市暴力団排除条例（平成２３年綾瀬市条例第９号）第２条に掲げる暴力団及び暴力団経営支配法人等に該当しないこと。

(11) 綾瀬市長が、応募者が(10)に該当するか否かについて、神奈川県警本部長に調査を依頼することに承認する旨の書面の提出ができること。

(12) 優先交渉権者の選考手続きにおいて、その公正な手続きを妨げないこと。

(13) 申請書類の内容に虚偽の記載がないこと。

(14) 対象業務の業種について単独企業で応募する場合は当該企業、グループ（複数の企業の共同体）で応募する場合は、グループ構成員のうちの１社が、物件の借入れで本市での競争入札参加資格者名簿に登録していること。

(15) 防犯灯リースまたは同等と認められる業務について、同種・同規模以上の業務を受注した実績のあること。

(16) 参加表明書及び確認書類により、本募集要領の内容を充分に遂行できると認められる者であること。

(17) 事業運営、維持管理、システムサポートを円滑に行うため迅速に対応ができる者であること。

**４　スケジュール**

　　公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内　　容 | 期　　間 |
| ① | ホームページにて公開 | 令和７年５月１日（木） |
| ② | 質問受付 | 令和７年５月１日（木）～５月１２日（月） |
| ③ | 質問の回答 | 令和７年５月２０日（火）１７時まで  （質問に対する回答を順次掲載） |
| ④ | 参加申込書の提出  （持参もしくは郵送） | 令和７年５月２０日（火）  ～５月２３日（金）１７時まで |
| ⑤ | 参加資格確認結果通知、提案書等提出要請書通知 | 令和７年５月２６日（月）までに電子メールにて通知 |
| ⑥ | 提案書等の受付（持参もしくは郵送） | 令和７年５月２６日（月）  ～６月１６日（月）１７時まで |
| ⑦ | 一次審査 | 令和７年６月１７日（火）から６月１９日（木）まで  ※審査結果は、６月２０日（金）１７時までにすべての参加事業者に電子メールで通知。 |
| ⑧ | 二次審査 | 令和７年６月２４日（火） |
| ⑨ | 選定結果の通知・公表 | 令和７年６月２５日（水）以降 |
| ⑩ | 契約の内容確定 | 令和７年７月中 |
| ⑪ | 契約の締結 | 令和7年１０月中 |
| ⑫ | 工事期間 | 令和８年１月～６月 |
| ⑬ | リース契約開始 | 令和８年７月１日（水） |

**５　提案者向け説明会**

　　本プロポーザルに関して提案者向け説明会は実施しない

**６　質問の受付**

　　本件に関し質問がある場合は、次のとおり所定の様式を提出すること。

　(1) 受付期間

令和７年５月１日（木）～５月１２日（月）まで

　(2) 提出方法

「質問票（様式１）」を電子メールに添付する方法で提出。メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、メール送信後は、受信確認のため、事務局へ電話連絡をすること。

　(3) 回答方法

令和７年５月２０日（火）１７時までに、市ホームページで随時掲載する。

**７　参加申込み**

(1) 受付期間

令和７年５月２０日（火）～５月２３日（金）１７時まで（必着）

(2) 提出方法

所定の様式を事務局宛に持参もしくは郵送で提出。

　(3) 提出書類

ア　参加申込書（様式２）

　　イ　暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約及び情報照会に関する同意書（様式３）

　　ウ　納税証明書（直近の事業年度分）

法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙９号書式その３の３）

　　エ　履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（受付日前３ヵ月以内に発行されたもの）

**８****参加資格確認結果通知、提案書等提出要請書通知**

　令和７年５月２６日（月）までに参加資格確認結果通知書、提案書等提出要請書

通知書を電子メールにて通知。

**９　提案書等の提出**

(1) 受付期間

令和７年５月２６日（月）～６月１６日（月）１７時まで（必着）

(2) 提出方法

提案書等に必要事項を記入し、事務局宛に持参もしくは郵送により提出。

(3) 提出書類

ア　プロポーザル届出書（様式４）

イ　業務経歴書（様式５）

ウ　業務経歴書（様式５）で記入した業務実績が確認できる書類

　　エ　業務実施体制・配置予定者調書（様式６-１～６-３）

　　オ　提案書（様式７—１）

　　カ　工程表（任意様式）

　　　　業務の着手から完成までの業務スケジュールを記載すること。

　　キ　見積書（任意様式）

　　　　内訳を含めること。

　　ク　その他、補足説明資料がある場合は、任意様式で提出

　　　※グループを形成して参加する場合、イからエまでの書類は事業者ごとに作成してください。

(4) 提出部数等

　　　・原本（社名等記載有）１部

　　　・副本（社名等記載無）９部

　　　・提案書のＰＤＦデータ

　　　※原本、副本はそれぞれ製本（ファイル等で綴じる）したものを提出。

　　　※参加申込書を提出した場合であっても、提案書等を提出しない限り、プロポーザルへの参加は不可とする。

　(5) 提案書等の作成に当たって

　　　提案書の様式、記載事項などについては、綾瀬市防犯灯更新事業公募型プロポーザル提案書作成要領（様式７—２）に従い作成すること。

　(6) 参加を辞退する場合

　　　参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、提案辞退書（様式８）を事務局に提出すること。

**10　二次審査**

　　一次審査を通過した参加者に対して、次のとおり二次審査を実施する。

　(1) 開催日

令和７年６月２４日（火）

　(2) 会場・時間

６月２０日（金）１７時までに、一次審査の結果とともに電子メールで通知。

　(3) 出席者

４名以内

　(4) 実施方法等

　　　提案書に基づくプレゼンテーション。なお、プレゼンテーションは、本業務の管理責任者及び担当者となる者が必ず出席すること。

　　ア　３０分以内のプレゼンテーションの後、質疑応答を１５分程度行う。

　　イ　パソコンを使用する場合は、各事業者で用意すること。プロジェクター（HDMIケーブル）及びスクリーンについては、事務局において用意する。

　(5) その他

ア　プレゼンテーションに参加できない場合は、審査の対象から除外する。

イ　資料等から社名が特定できないように注意すること。

ウ　プレゼンテーションでの説明内容及び質疑に対する回答の内容は、特に説明のない限り、提案額の範囲内で実現可能であるものと判断する。

**11　受託候補者の選定手順**

　　綾瀬市職員で構成する「綾瀬市防犯灯更新事業公募型プロポーザル選定委員会」（以下、「委員会」という。）で、参加事業者の提案内容等を審査し、受託候補者を選定する。

(1) 審査方法・選定等

ア　参加事業者から提出された提案書等に対し、評価基準に基づき、事務局で一次審査を実施する。

イ　参加事業者が４者以上の場合は、一次審査結果の上位３者を二次審査の対象とする。

ウ　一次審査結果は、令和７年６月２０日（金）１７時までにすべての参加事業者に電子メールで通知する（ホームページ上での公開はしない）。

　　エ　一次審査通過事業者に対し、委員会による二次審査を行う。

　　オ　二次審査は委員会の各委員が提案書等とプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき採点を行い、一次審査の点数と合計する。

　　カ　オで最高点を獲得した事業者を受託候補者として選定する。審査の結果、点数が同点であった場合は、委員会の委員長が決定する。

(2) 評価基準

　ア　一次審査

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 | 一次審査配点 |
| 実績 | 過去５年以内に防犯灯関連の業務実績があるか。 | １０ |
| 人員体制・業務経験 | 業務の進行に十分な人員体制がとられており、  業務責任者、担当者に十分な業務経験があるか。 | １０ |
| 見積書 | 得点＝（最低提案見積価格／提案見積価格）×１０  ※予定上限価格を超えた場合は０点とする | １０ |
| スケジュール | 行程ごとに具体的な作業内容や目的が示されており、現実的な工程となっているか。 | １０ |
| 合計 | | ４０ |

　イ　二次審査

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 | 二次審査配点 |
| 提案する器具の機能性 | ・器具の仕様が所定の基準値を満たしたうえで、地域の実情を考慮し選定しているか。 | １０ |
| 施工計画 | 事業期間、各種手続きなど、事業実施のスケジュールは妥当か。 | １０ |
| 維持管理の考え方 | ・効率的かつ適切に維持管理ができる施策、考えがあるか。  ・事業期間全体を見据えて、灯数の増加など拡張性についても配慮されているか。  ・本事業期間中に器具の不具合が発生した場合でも、メーカー又は事業者が遅滞なく保証できるか。 | ３０ |
| 地元業者の活用 | 地元業者活用等の配慮がされているか。 | １０ |
| 経費・価格・見積 | ・価格に対する評価。 | ２０ |
| アピール  ポイント | ・仕様書に示した水準を超える点、新たな視点等が含まれているか。 | ２０ |
| 合計 | | １００ |

(3) 結果通知

　　令和７年６月２５日（水）以降に、すべての二次審査参加者にプロポーザル審査結果通知書により通知するほか、本市のホームページ上で公開する。なお、審査内容については、いかなる問い合わせにも応じない。

(4) 契約の締結

　　審査の結果により、最高得点者が受託候補者となり、業務の内容及び仕様について本市と協議を行い、契約を締結する。

　　なお、受託候補者との協議が不調になった場合、次順位である者を受託候補者として契約交渉を行うことができるものとする。また、防犯灯更新工事期間中の既存設備に係る維持管理について、契約候補者のうち、管理業務を担う者と別途随意契約を結ぶものとする。

(5) 参加者が一提案者のみの場合

　　　審査において、委員会が本実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その一提案者を受託候補者として決定する。

**12　参加者の失格**

　　次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

　(1) 提出期限を過ぎて提案書類が提出された場合

　(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

　(3) 会社更生法等の適用の申請など、契約の履行が困難と認められるに至った場合

　(4) 審査の公平性を害する行為があった場合

　(5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

**13　予想されるリスクと責任分担**

表：予想されるリスクと責任分担

|  | リスクの種類 | リスク内容 | 負担者 | |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 本市 | 事業者 |
| 共通 | 提案の誤り | 本事業の提案が達成できない場合 |  | ○ |
| 第三者賠償 | 調査･工事による騒音・振動等による場合 |  | ○ |
| 安全性の確保 | 工事・維持管理における安全性の確保 |  | ○ |
| 環境の保全 | 工事・維持管理における安全性の確保 |  | ○ |
| 制度の変更 | 法令・許認可・税制の変更 | ○ | ○ |
| 保険 | 維持管理期間の故障等リスクを保証する保険 |  | ○ |
| 事業の中止・延期 | 本市の指示 | ○ |  |
| 周辺住民等の反対による事業の中止・延期 | ○ | ○ |
| 事業者の事業放棄、破綻によるもの |  | ○ |
| 本市の事業放棄、破綻によるもの | ○ |  |
| 計画・設計段階  工事段階 | 不可抗力 | 天災などによる設計変更・中止・延期（詳細は契約書による） | ○ |  |
| 物価 | 急激なインフレ・デフレ  （設計費に対して影響のあるもののみを対象とする） | ○ | ○ |
| 設計変更 | 本市の提示条件、指示の不備によるもの | ○ |  |
| 事業者の指示・判断によるもの |  | ○ |
| 資金調達 | 必要な資金の確保に関すること |  | ○ |
| 工事段階  支払関連 | 第三者賠償 | 工事における第三者への損害賠償義務 |  | ○ |
| 不可抗力 | 天災などによる設計変更詳細は契約書による | ○ | ○ |
| 物価 | 急激なインフレ・デフレ | ○ | 〇 |
| 用地の確保 | 資材置き場の確保 |  | ○ |
| 設計変更 | 本市の指示条件、指示不備によるもの | ○ |  |
| 事業者の指示、判断の不備によるもの |  | ○ |
| 工事遅延・未完工 | 本市の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延 | ○ |  |
| 事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延 |  | ○ |
| 工事費増大 | 本市の指示、承諾による工事費の増大 | ○ |  |
| 事業者の指示、判断によるもの |  | ○ |
| 性能 | 要求仕様不適合 |  | ○ |
| 支払関連  維持管理関連 | 支払遅延･不能 | 支払いの遅延･不能によるもの(下記以外) | ○ |  |
| 省エネ保証に係る省エネ保証行為の不履行 |  | ○ |
| 金利 | 市中金利の変動 |  | ○ |
| 維持管理関連  保証関連 | 計画変更 | 用途の変更等、本市の責による事業内容の変更 | ○ |  |
| 事業者が必要と考える計画変更 |  | ○ |
| 立ち入りの許可 | 必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合の事業未遂行 | ○ |  |
| 維持管理費の上昇 | 計画変更以外の要因による維持管理費用の増大 | ○ | ○ |
| 施設損傷 | 事業者の故意・過失に起因する施設・設備の損傷 |  | ○ |
| 施設損傷 | 不可抗力以外のその他の原因による施設・設備の損傷 | ○ | ○ |
| 不可抗力 | 火災･天災・戦争などの不可抗力による設備等の損傷 | ○ |  |
| 機器の不良 | 機器が所定の性能を達成しない場合 |  | ○ |
| 物価 | 急激なインフレ・デフレ（維持管理期間中のコストに大きな影響があるもの） | 〇 | 〇 |
| 計測・検証 | 光熱費単価 | 光熱費単価の変動 | ○ |  |
| 保証関連 | 性能 | 要求仕様不適合(施工不良を含む) |  | ○ |
| 仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害 |  | ○ |

**14　応募に関する留意事項**

(1) 本業務について、充分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

　(2) 本件に参加する費用等は、全て参加者の負担とする。

(3) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、本市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりしないものとする。

(4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(5) 本市が提供する資料は、応募者にかかわる検討以外の目的で使用してはならない。

(6) 本件に係る情報公開請求があった場合は、綾瀬市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。

(7) プロポーザルは、提案の選定を目的に実施するものであり、契約する業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。（綾瀬市の指示のもと変更又は修正を加える場合がある）。

(8) 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(9) 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

(10) 提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めた場合、求めに応じること。

(11) グループを形成して参加し契約を締結した場合、グループ構成員の全部又は一部の事業者が本業務に携わらないことは認めない。

(12) 参加申込書又は本事業提案書に虚偽の記載をした場合は、参加申込書又は、本事業提案書を無効とする。

(13) この要領に定めるもののほか、必要な事項については委員会が定める。

**15　事務局（問い合わせ先）**

　　綾瀬市市長室危機管理課　危機管理担当（綾瀬市役所事務棟２階）

　　所 在 地：〒２５２―１１９２　神奈川県綾瀬市早川５５０番地

　　電　 話：０４６７-７０-５６４１（直通）

　　Ｆ Ａ Ｘ：０４６７-７０-５７０１

　　Ｅメール：wm.705641@city.ayase.kanagawa.jp

ホームページ：https://www.city.ayase.kanagawa.jp/soshiki/kikikanrika/nyusatsu\_keiyaku/21964.html